

茂原市農業委員会第8回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年8月24日(水) 午前10時00分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 24名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 18番 三橋 弘明
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤古志郎 (会 長)
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 26番 麻生 重和
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員
 - 8番 秋山 芳廣
 - 14番 秋葉 仁喜
 - 22番 大塚 優
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 吉田 茂則
 - 局長補佐 三階 英幸
 - 係長 平野 孝幸
 - 係長 東條 成男
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 6件
 - ・適格者証明及び農地法施行規則第10条の1項第1項による
単独申請について(3条競売) 1件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 19件
 - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 3件

- ・平成28年7月26日開催 第7回総会保留議案農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- ・茂原市農地台帳点検等実施規定の一部を改正する訓令の制定について
- ・下限面積（別段の面積）の設定について
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- ・平成29年度茂原市農林行政に関する意見書の提出について

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第8回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請6件、3条買受適格者証明1件、4条申請1件、5条申請19件、5条計画変更申請3件の合計30件と先月保留案件等となります。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、17日に第1小委員会で行っております。欠席ですが、秋山委員、秋葉委員、大塚委員が所要のため欠席です。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は7番蕨委員と9番杉浦委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局に申し上げます。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに、1号及び2号議案であります。買受人・借受人が同一なので一括してご説明します。本申請は農地を所有していない方が売買により農地を買い受け、また使用貸借により農地を借り受けることとなりますので新規就農となります。

なお、本日は★★さんご本人においでいただいておりますので、この後、入室していただきまして新規就農者として承認できるかなど質疑等をお願いしたいと思います。

申請地は上太田字下山田地先他5筆、田3933㎡を上太田の★★さん外1名から買受け、また田1890㎡を栗生野の★★さんから借り受けようとする申請であります。買受人及び賃借人は大芝の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては新規就農したいため、売渡人及び賃借人につきましては共に経営規模縮小の為とのことであります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件の機械の保有については、トラクターを保有しており、他の機械類であります田植え機、耕運機及びコンバインに

関しては売渡人である★★さんより借り受けて使用する計画であります。労働力については申請者本人及び申請人の甥で営農していく計画でございます。技術については売渡人の1人であります★★さん及び親戚の★★さんより指導を受ける計画であります。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日との従事計画であります。下限面積要件につきましては、今回の申請地は合計で5823㎡であることから50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしていく計画であります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上でございます。

- 会長 それでは、★★さんに入室していただきます。(申請者入室し自己紹介する)
新規就農しようとした動機、営農計画、担い手、将来的な展望をお答えください。
- 申請者 主体は稲作だが自宅にうさぎが120匹位いるので、そのえさの確保もある。
営農計画は3月から9月は米を作り、それ以降は小松菜や春菊等の野菜を3月まで作る計画です。
- 会長 営農計画では申請者1人で行うのか。何人かで営農するのか。親戚の★★は恒常的に行うのか。
- 申請者 私は大綱で土木関係の会社を経営しているので会社が暇なときは従業員等も一緒に出来るよう考えている。
- ★★氏 神奈川県農業高校を卒業し農業のことも考えていたが資金的にも厳しい状況だった。今回このような話を頂き将来的に長く続けられればいいと思っている。会社の従業員ではなく申請者と一緒に農作業を恒常的に行う。経験を積んで将来的には独立もしたいと思っています。
- 申請者 将来的な展望は、これから勉強し経営規模の拡大をしたいと思っている。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 以前3条申請を取下げた理由はなんですか。
- 申請者 販路についてインターネットの件とか色々勉強したということです。
- ★★委員 インターネットでの販売は出来ると思っているのですか。
- 申請者 これで行こうと思っています。値段に関してはこれから精査して勉強していきたいと思っています。
- 申請者代理人 現在インターネットで千葉県産の米を30キロ1万円位で販売しているので、申請者と相談し生産者や作付け等の画像を添付し付加価値を付けてこの値段でやっていきたいと思っています。
- ★★委員 営農計画が細く見えます。今の職業を継続しながら営農を達成したいという考えですが、地域には新規就農の支援があるので県農業事務所やJA長生、農政課と新規就農の相談をしているのですか。
- 申請者 これから勉強しながら邁進したいと思います。
- ★★委員 販路の確保が難しいと思います。あらゆる団体の組織もあるし地元の直売所もあり、

販路はこういうところで声を聞いたり技術を磨きながらやっていく。営農計画書を作り取下げもしているので前向きに進んでいると思っていた。現実には米の値段も下がっておりインターネット販売は厳しいと思います。

今の職業は続けて行くのですね。

申請者 私も歳なのであとに任せ卒業しようと考えています。

★★委員 従業員の方々をこちらに送り込んでとか話しがありましたが、新規就農は計画をもって拡大していくとか計画を立てて作ってもらいたいと思いました。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 営農計画に3月から9月は米をやり、裏作として野菜をやり販売するならその収支計画も営農計画に入れるべきではないか。うさぎも販売するなら入れる。農業事務所に相談するところがあるので営農計画や付加価値を上げる有機栽培など相談して見える形で営農計画を作ってもらいたい。

売買となっているが本来は一時農地を借り経験を積んだら権利の移転が一番いいのかなと思います。まして機械等もリース出来るプロがすぐそこにいる訳です。条件はあるが青年就農給付金等の制度もあるのでそれらを活用しながら細かい計画を立ててチェックしながら取り組んで頂きたい。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ★★氏が今後規模拡大していくということであるが生活が出来るのか。野菜はどこで作るのか。

申請者 上太田で作ります。

★★委員 上太田は野菜を作る状況ではなく厳しいと思います。

申請者 十分承知しています。これから頑張っていきたいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 農地が上太田と栗生野では距離が離れているが農機具は運べるのか。結構農機具を運ぶのは大変なので、上太田の★★さんに農機具を借りるのなら上太田に農地をまとめられないのかと思います。

申請者 私の会社の倉庫が大綱にあり、そこに（トラックが）入っていますので。こちらで運ぶようになっています。農地をまとめることも考えなければならないと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 上太田は粘土質なので稲作には良いが野菜の栽培には適していない。上太田で野菜を本格的に栽培するにはあのままでは無理かと思います。山砂等を入れるなどしないといけない。

申請者 水を抜くなどして一応やってみたいと考えています。

★★委員 新規就農するからには途中で放棄せず頑張ってもらいたい。それには地域の人たち

と協力し合っていい方法で野菜作りをやってもらいたい。あのままでは野菜の栽培に適していないので作付けしたが、失敗したでは困りますのでそういう点を十分留意した上で就農に当たって貰いたい。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 栗生野は害虫駆除等を行うことを大前提にして行ってもらいたい。水稻については塩害はないので心配はなく地域に応じた収量を取れると思います。上太田地区の注意点はイノシシ等の対応、実測をして肥料管理、ポンプアップ等の水管理が必要なので、一度栽培計画をプロに相談してからの方が良いと思います。もう少し細かい営農計画を立ててもらいたい。

申請者 分かりました。

会長 他に意見はございますか。(意見ない様子) それでは他に意見が無いようですので、これで申請者からの意見の聞き取りは終了とさせていただきます。(申請者等退室)
小委員会の結果報告をお願いいたします。

第2
小委員長 総会でみなさんの意見を聞いて審議してもらおうということで総会送りとなりました。私としては今の状況を聞いたなかで、きちんと就農していただけるかなと感触は持ったのですが、地域の中で申請地だけ荒らしても地域として困るのかなと思いますので申請地が一体として農業を継続してくれれば有難いと考えています。

会長 新規就農は我々は基本的に推進しなければならない課題ではあります。一番の問題はきちんとした営農計画を立てそれに基づいて取り組んでいくことが一番大事な点です。今の営農計画はあまりにも大雑把すぎると思います。指導を受けるところがあるので、そういうところにきちんと指導を受けてきちんとした営農計画を作ることが必要ではないのかなと思います。それがあれば多いに行ってもらいたいというのが私の考えであります。

★★委員 関係機関に指導して頂く姿勢がまず必要だと感じました。販路の考え方については今的な考え方ではあるがこの辺は勉強をしてもらい、新規就農はきっちり耕作してくれれば反対する人もいないと思いますので、その辺の指導を事務局からしていくのが良いと思います。

会長 それでは申請者が県農業事務所や市農政課、販路は農協等と相談し営農計画を練り直してもらおうということで、1ヶ月保留という形でよろしいですか。(異議なしの声)
それではそのような形にさせていただきます。
次に3号議案の説明をお願いいたします。

事務局 次に3号議案であります。申請地は鷺巣字沼下地先外3筆、田3, 250㎡の売買をしようとするものであります。申請人については、買受人は下永吉の★★さん、売渡人が六ツ野の★★さんであります。申請理由としましては、買受人については農業経営規模の拡大であり売渡人については農業経営規模の縮小とのことであります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で220日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいた

しております。

会長

説明が終わりました。それでは小委員会の報告をお願いいたします。

第1
小委員長

審議の結果、3号議案は3条許可ということで総会までに営農を継続出来る状態にしてあれば総会で可決するということですが、事務局からその点の確認の報告をお願いいたします。

事務局

9月の総会までに圃場整備を行うということを確認しております。

第1
小委員長

8月の総会ではなく9月の総会までに草刈りを行ない耕作可能な状況にして頂くということですが、委員会の意見は総会でその点を確認のうえ処理して頂くと審議しております。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

結構大きな雑草が生えているので農地として利用するには相当きれいにしないと行けないが9月までに本当に出来るのですか。保留でお願いしたい。

★★委員

現状は非常に厳しい場所のところですよ。以前は周辺の排水が流れ込み川のようにやっていたところであろうと思われま。耕作の厳しい場所ですので頑張ってくださいと考えています。

会長

9月の総会までの状況により判断するというので1ヶ月保留ということによろしいですか。(意義なしの声) それではそのようにさせていただきます。
次に4号議案から6号議案まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局

次に4号議案であります。申請地は立木字永井谷地先、田396㎡を贈与しようとする申請であります。申請人は譲受人が埼玉県志木市の★★さん、譲渡人は町保の★★さんであります。申請理由としましては、譲受人については農業経営規模の拡大であり、譲渡人については耕作が困難なためとのことあります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、譲受人は埼玉県に在住であります、譲受人の実父・実母は立木に住んでおり、従事日数は世帯合計で210日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

次に5号議案であります。次の6号議案と買受人が同一なので一括してご説明します。申請地は5号議案については、東郷字関端地先、畑57㎡、6号議案については、申請地は東郷字関端地先、畑496㎡を売買しようとする申請であります。申請人は、買受人が長南町の★★さん、売渡人は、東茂原の★★さんと本小轡の★★さんであります。申請理由としましては、買受人については農業経営規模の拡大であり、売渡人については農業経営規模の縮小とのことあります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で160日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50

アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 審議の結果、4号議案許可、5号議案許可、6号議案許可になりましたので報告い
小委員長 たします。

会長 それでは順次審議に入らせていただきます。4号議案です。現地調査しています。
★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現況は管理されていそうでしたので、許可で良いと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 譲受人が管理してくれれば譲ろうということだと思いますので、許可でお願いいた
します。

会長 4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議
なしの声) それでは4号議案については、許可ということ決定いたします。
次は5号議案・6号議案一体計画です。現地調査しています。★★委員いかがです
か。

★★委員 住宅の建っている裏ですので、許可でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周りが住宅地で申請地も住宅の裏ですので、許可で良いと思います。

会長 5号議案・6号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょ
うか。(異議なしの声) それでは5号議案・6号議案については、許可ということ決定
いたします。
次は7号議案です。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第7号「適格者証明及び農地法施行規則第10条第1項第1号による
単独申請について」(3条競売)についてご説明させていただきます。
本申請は申請人が競売により農地を取得するにあたり、買受適格者の証明を受け、
同時に売却決定がなされた後、3条許可申請がされた場合における許可・不許可の意
見決定をあらかじめしめしておこうとするものであります。申請地は早野字内谷地、
他7筆、田1012㎡、畑116㎡であります。申請人は夷隅郡大多喜町の★★さん
であります。申請理由としましては★★さんは現在、小林においてブルーベリーやイ
チジクの栽培を行っており規模拡大のため申請地を取得したいとのことであります。
次に3条許可基準でございますが、大多喜町農業委員会より農業経営の実態証明が
提出されており、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術につ
いては問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は
世帯合計で200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事
していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えてお
ります。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をされると思
われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長
第1
小委員長 小委員会の報告をお願いいたします。

会長 証明書の発行は許可となりました。

会長 7号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 奥まった分譲地の一角の農地で申請人の農業委員会へも確認しているということで、許可で良いと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 競売物件であり落札者が規模の拡大をしたいということですので、許可で良いと思います。

会長 7号議案ですが適格者証明を発行するということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それではそのように決定いたします。
次は農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
それでは始めに8号議案でございます。申請地は下太田字青柳地先、畑596㎡でございます。千葉市の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては申請地は採光など自然条件に恵まれた場所であったためとでございます。計画としましては太陽光パネル160枚でございます。1枚のパネルの大きさは約196センチ×99センチで、パネルの集合体を4カ所設置する計画でございます。外周にフェンスを設置いたします。隣接農地及び他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。また、第20区柴名自治会長に対して説明を行って了承を得ております。
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長
第1
小委員長 小委員会の報告をお願いいたします。

会長 審議の結果、8号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは8号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 周りに住宅が建っていますし現地も草刈りされていますので許可相当でよいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 道路に面しており住宅等の反射の影響の問題もなく農地との関係もないと思いますので許可相当をお願いいたします。

会長 8号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして、農地法5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

はじめに9号議案でございます。申請地は萱場字砂田先、畑2320㎡の内993.03㎡でございます。本納の★★さんが萱場の★★さんから土地を借り受けて直売所・カフェ・加工場及び駐車場用地とする申請でございます。申請理由といたしましてはイチゴ・ハーブを生産している農場で販売・加工できるため、商品や人の移動、生産性の上で利点が多い場所であったためとのことでございます。計画といたしましては、直売所が39.33㎡、カフェが39.33㎡、加工場その他施設が72.16㎡でございます。隣接は2名から同意を得ており、他法令の申請はございません。雨水は敷地内浸透、排水は東側農業集落排水に接続する予定で協議報告書が提出されております。また両総土地改良区より意見書及び排水同意書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地でありますので、第1種農地と判断され原則として許可することができない農地でございますが、第1種例外として農地法施行規則第33条の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあてはまり、例外的に許可できる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

小委員会の報告をお願いいたします。

第1

小委員長

審議の結果、9号議案は許可相当となりましたので報告いたします。

会長

9号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員

畑はブルーベリーを植えてありましたが、許可相当で問題ないと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

加工場を作ったうえでカフェや直売所をやりたいという話しでしたので、許可相当でよいと思います。

会長

9号議案です。小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして、10号議案・11号議案です。議事参与の制限がありますので★★委員は退席願います。(★★委員退席) それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局

続きまして10号議案でございますが、次の11号議案と賃借人、賃貸人が同じであり一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地は10号議案にあたっては柴名字滝ノ谷地先外3筆、田んぼ741.89㎡、畑410㎡、11号議案にあたっては同地先外1筆、田んぼ49.97㎡、畑900.14㎡の合計2102㎡でございます。茂原の★★さんが柴名の★★さんから、10号議案にあたっては一時転用により土地を借り受けて天然ガス井戸掘削に伴う作業用地、11号議案にあたっては地上権設定により土地を借り受けて天然ガス井戸用地とする申請でございます。申請理由としましては、天然瓦斯採取に伴う新たなガス井戸掘削のためとのことでございます。計画としましては、天然ガス井戸1基のほか、現状の地盤のまま進入路部分に鉄板を敷き周囲にはネットフェンスを設置する計画でございます。一時転用期間については、平成29年12月末となっております。農地復元誓約書が提出されております。

す。排水は雨水のみ敷地内浸透となっております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

小委員会の報告をお願いいたします。

第1

小委員長

審議の結果、10号議案・11号議案は許可相当となりましたので報告いたします。

会長

10号議案・11号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員

既に整備されたところですので許可相当をお願いいたします。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

過去の一時転用等もきちんと復元しており生活に必要なライフラインの一つを確保することであり地域の説明会で了解を得ていますので、許可相当をお願いいたします。

会長

10号議案・11号議案ほかに意見ございますか。(無しの声) それでは10号議案・11号議案は許可相当ということで決定いたします。

(★★委員入室)

12号議案以降の説明を事務局からお願いいたします。

事務局

続きまして12号議案でございますが、こちらの案件につきましては13号議案、及び14号議案と申請者が同じであり、一体計画での申請となるため同時にご説明いたします。申請地は大芝字二大野地先他4筆、田んぼ6035㎡と一体利用する農地以外の土地が4053㎡の合計10088㎡でございます。東京都の★★さんが東茂原の★★さん他2名から地上権の設定により土地を借り受け、太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地周辺は障害物も少なく日当たりも良いため太陽光発電に適しているためとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル2112枚でございます。1枚のパネルの大きさは約167センチ×100センチで、パネルの集合体を92カ所設置する計画でございます。隣接は1名より同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。なお、東茂原自治会長、大芝自治会長に対して当事業説明をそれぞれ行って承諾を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして15号議案でございます。申請地は木崎字笹塚地先、田んぼ452㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合9街区地先、面積230㎡でございます。高師の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は現在両親の家に同居中であり、自分たち夫婦の家を持ちたいと考えていたところ、住環境の良い当申請地を紹介され気に入ったためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積51㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内

でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして16号議案でございます。申請地は木崎字川田地先、田んぼ740㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合38街区地先、面積450㎡でございます。長生村の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は交通の便も良く区画整理地内で住環境が良いためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積57.13㎡が1棟、カーポート49.79㎡が1棟でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして17号議案でございます。申請地は下永吉字沢尻地先外1筆、畑1827㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合38街区地先、面積1328㎡でございます。いすみ市の★★さんが東京都の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲（5区画）用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は区画整理地内で上下水道が設置されており、病院、スーパーが近いなど住環境が良いためとのことでございます。計画としましては、宅地分譲1区画256.5㎡から279.2㎡の宅地が5区画でございます。排水は北側・及び南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして18号議案でございます。申請地は木崎字川田地先外3筆、田んぼ1556㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合46街区地先、面積792㎡でございます。佐倉市の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて長屋住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は区画整理地で住宅用地として適しており、立地・規模等最適と考えたためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・長屋住宅・建築面積253.95㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、19号議案であります。申請地は、東部台2丁目地先、田んぼ172㎡でございます。東金市の★★さんが勝浦市の★★さんより土地を買い受けて建売分譲（1棟）用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は茂原市の中心部に位置しており、周辺の住環境が整っているためとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・建築面積52.99㎡が1棟でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接は1名より同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準であります。立地基準については、申請地は用途地域でありますので、第3種農地と判断され、原則許可となり得る農地であります。

一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

続きまして20号議案でございますが、21号議案と申請者が同じであり、一体計画での申請となるため同時にご説明いたします。申請地は上永吉字馬場前地先他4筆、田んぼ12.41㎡、畑385㎡の合計397.41㎡でございます。本小轡の★★さんが習志野市の★★さん外1名から土地を買って受けて駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在申請人は隣接地にアパートを所有しており、アパート住民より以前より駐車場施設が足りないことへの要望があったため、本申請地はアパートに近く、駐車場として利用するのに最適であると考えたためとでございます。計画としましては外周にはブロック及び土嚢を設置して再生砕石より整地を行い11台分の駐車場とするものでございます。排水は雨水のみの地下浸透となっており、8月18日付けで下永吉耕作組合より排水同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして22号議案でございますが、23号議案と申請者が同じであり、一体計画での申請となるため同時にご説明いたします。申請地は上永吉字馬場前地先他12筆、田んぼ132.82㎡、畑1122.78㎡の合計1396㎡でございます。千代田町の★★さんが習志野市の★★さん外1名から土地を買って受けて建売分譲(3棟)用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は交通施設及び商業施設へのアクセスが良く、国道128号線にも近接する区域にある為、生活環境が良好で市内でも住宅の需要が見込める地域であったためとでございます。計画としましては、木造・2階建て・建築面積63.47㎡が3棟でございます。排水は北側道路側溝に接続する計画でございます。8月18日付けで下永吉耕作組合より排水同意書が提出されております。埋め立てについては単純埋め立て方式で25cmから85cmの埋め立てを行います。隣接は4名より同意を得ております。他法令の申請については、平成28年8月9日付けで道路工事施行承認申請及び法定外公共物土木工事施行許可申請が市土木管理課に、また宅地開発事前協議申請が市都市計画課にそれぞれ提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして24号議案でございますが25号議案及び26号議案と申請者が同じであり、一体計画での申請となるため同時にご説明いたします。申請地は国府関字岩出川間地先外2筆、田んぼ2525.39㎡でございます。木更津市の★★さんが国府関の★★さん外2名より一時転用により土地を賃貸借し、資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は茂原長柄スマートIC建設事業に最も近接している箇所であり、予定している土砂の数量に対して適当な広さを有しており、また工事開始後、資機材車両の出入り口となることから周辺環境対策の一環として車両タイヤ洗浄を行うことに最適であったためとでございます。計画としましては、敷地内に仮置く土砂は粉塵の発生対策としのり面をコートするほか、車両タイヤ洗浄場として敷き砂利工及び敷き鉄板を行う計画でございます。一時転用期間について

ては、平成30年9月1日までとなっており、農地復元誓約書が提出されております。排水は北側側溝に接続する計画となっておりまして、岩出農家組合より排水同意書が提出されております。隣接同意は1名より同意を得ております。他方令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は第1種農地と判断され、原則許可となりえない農地でございますが、第1種例外として、農地法施行令第10条及び第18条第1項第2号の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為にあてはまり、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております

続きまして27号議案でございます。申請地は黒戸字中ノ谷地先他5筆、田んぼ154㎡、畑930㎡と一体利用する山林が124㎡の合計1208㎡でございます。黒戸の★★さんが黒戸の★★さんから土地を買って受けて駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は申請地の北側にて連続鑄造用のパウダーの製造販売をしておりますが、従業員用の駐車場が不足しており、また大型トラックの待機スペースが無く前面公道に停めてしまっている状況のため、工場の至近距離にある本申請地を駐車場としたいためとのことでございます。計画としましては整地のみで砂利敷きを行い、普通車8台分、大型トラック待機スペース4台分とするものでございます。排水は雨水のみの宅内浸透となっておりまして、8月11日付けで黒戸自治会より排水同意書が提出されております。隣接は1名より同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1小委員長 審議の結果、12号議案から14号議案は許可相当、15号議案から19号議案は許可相当、20号議案から21号議案は許可相当、22号議案から23号議案は許可相当、24号議案から26号議案は許可相当、27号議案は許可相当となりましたので報告いたします。

会長 順次審議いたします。12号議案から14号議案一体計画です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 住宅地の一角で荒廃した農地で問題ないと思いますので、許可相当でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ここは葦林であり太陽光であれば問題ないと思いますので、許可相当でお願いいたします。

会長 12号議案から14号議案一体計画ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということですのでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案から14号議案については、許可相当ということで決定いたします。

次は、15号議案から19号議案区画整理地内です。★★委員いかがですか。

- ★★委員 都市計画の事業ですので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 15号議案から18号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案から18号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、19号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 住宅地ですので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 19号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということでしょうか。(異議なしの声) それでは19号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、20号議案・21号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺に家がありますので、許可相当で良いと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 隣接に障害はありませんので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 20号議案・21号議案ですが、他に意見はございますか。(無しの声) それでは20号議案・21号議案については、小委員会の報告どおり許可相当ということで決定いたします。
次は、22号議案・23号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周りは住宅やアパートが建っておりますので、許可相当で良いと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺が住宅地ですので問題ないので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 22号議案・23号議案ですが、他に意見はございますか。(無しの声) それでは22号議案・23号議案については、小委員会の報告どおり許可相当ということで決定いたします。
次は、24号議案から26号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第一種農地の一時転用ですが、許可相当でお願いいたします。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 圏央道のスマートインターの関係ですので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 24号議案から26号議案ですが、許可相当ということでしょうか。(異議なしの声) それでは24号議案から26号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、27号議案です。現調しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺の環境にも影響はないと思いますので、許可相当でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 申請地は買受人の会社の隣接地であり、売渡人は高齢で農業は出来ない状態で買受人は駐車場用地を探しておりお互いの利害が一致したので、許可相当でお願いいたします。

会長 27号議案ですが、他にご意見ございますか。(無しの声) それでは27号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。
それでは28号議案でございますが、29号議案と申請者が同じであり、一体計画での申請となるため同時にご説明いたします。申請地は桂字梶谷地先外1筆、田んぼ2280の内1760㎡でございます。茂原の★★さんが、長尾の★★さん外1名から一時転用により土地を借り受けて、作業場用地とする申請でございます。当初計画は平成28年9月29日までの転用期間ですが、工事期間の延長に伴い平成29年12月31日までの1年3か月期間延長とするものでございます。期間延長の理由としましては、申請人は許可地の近接地にて平成29年1月より天然ガス井戸の掘削(くっさく)を計画しており、その事業に伴い必要な資材置場が既存の場所では対応しきれないため、条件が最も適していた当該用地を資材置場として引き続き使用したいためとのことでございます。その他、期間延長以外に転用許可内容の変更はございません。

続きまして30号議案でございます。申請地は、渋谷字堰田地先外1筆、田んぼ1040㎡でございます。匝瑳市の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請でございます。なお、当初計画は平成19年12月14日付け建売住宅(5棟)用地でございます。申請理由としましては、当初の建売住宅の計画が需要が望めないため断念し、近隣に迷惑のかからない太陽光発電用地として転用したいためとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル252枚でございます。1枚のパネルの大きさは約164センチ×99センチで、パネルの集合体を4カ所設置する計画でございます。隣接は4名より同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。また、8月5日付けで渋谷地区自治会長に対して説明をおこない同意を得ております。
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1小委員長 審議の結果、28号議案・29号議案は許可相当、30号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 28号議案・29号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 現在使用しており問題はないと思いますので、許可相当でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

- ★★委員 期間延長ということで問題ありませんので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 28号議案・29号議案ですが、許可相当ということでよろしいですか。(意義なしの声) それでは28号議案・29号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は30号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 住宅の脇で現在荒れています。太陽光を設置すればきれいになると思っていますので、許可相当でお願いします。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 きれいになりますので、許可相当でお願いします。
- 会長 30号議案ですが、他にご意見ございますか。(無しの声) それでは30号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次に31号議案の7月総会の保留議案について審議したいと思います。この間の経過について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、保留議案について説明いたします。7月の第2号議案及び3号議案でございます。7月の総会では、★★の信用性を確認するため保留となっていました。その後8月8日に役員会にて事業者に対して聴聞を行い、従業員の人数、主に行っている事業、今後の事業展開等についての確認を行いました。その他経過につきまして吉田事務局長より報告がございますのでお願いします。
役員会の内容について報告いたします。8月8日(月)に市役所において役員会を開催し★★の代表取締役である★★氏を呼び資力及び信用性について聞き取りを行いました。その結果当該会社は現在も山形市内で事務所を構えており事業展開をしております。事業の内容はソーラーシェアリング等ですがこれからは千葉県において事業展開をしたいとのことです。また必要な資金ですが資金計画書、残高証明等から必要な資金は確保していることから、5条転用の一般基準であります★★さんの資力及び信用性については問題ないと判断されたところでございます。
- 会長 これは高田の営農型太陽光発電との関係で本人の事業の意思を確認したということです。これからは高田の営農型太陽光発電も今後も農業委員会としては指導をきちんと行っていくことが必要だと痛切に感じたこともございます。今回、信用性の問題で1ヶ月保留した訳ですが意見をお願いいたします。
- ★★委員 役員会には★★氏とその社員1人、行政書士の会社の代表とその社員1人の計4人が出席した。★★氏は個人がどんな立場でどのような事業展開しても制限はありませんと言った。しかしながら★★氏が許可を得るために相当な熱意をもって取り組んでいた高田の案件は今現在茂原市農業委員会が非常に心配しています。その一時転用の部分は来年の8月に期限が切れるということでその営農自体について非常に心配しているということを主に話しました。高田では営農しなくてはならない1万6千数百㎡のうち1万㎡を営農しているということでした。外から見る限りそんなに営農しているようには感じとれなかったのが、今後とも委員会としては注視していく必要があると実感しました。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 この間の台風で高田の営農型は水が溜まっているかなと思ったらそんなにでもなか

った。信頼性があるというのは営農計画どおり作業が進んでいけば信頼性があるし、この人なら任せられ大丈夫だなといった判断になるのですが、現実には草が生えているのか圃場がどこにあるのか分からない状態です。何度も見に行っているが1万㎡をやっているようには見えない。信頼性が見られないのが本音です。ある程度やってもらわないといけない。本申請地は許可せざるを得ないので申請者のモラルを疑う。そういったことを確実にやっていただければ許可してよろしいのですが、もろもろの問題があるのでどうかと思っています。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 高田の営農型は今、★★委員が言われたとおりであり、8月8日に事務局と役員で申請者等と話されましたので、本件は用途地域内で3種農地なので認めざるを得ないのではないかと。

★★委員 役員会で申請者等と話し合い、高田とは会社が違うなど意見の食い違いはあったが、高田の案件は見守っていくしかない。本件は1回保留したなかで最終的にやむを得ないとしても、今後またどういう形で出てくるかということが十分懸念される。それが営農型なのか前回不許可になった場所がどういう動きをするかとか色々なことが想定されますけれども、この辺も委員会が一致団結して1本化を図っていかねばならない。そういうことは常に議題に載っていないといけないのかなと感じた。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 申請者に資本金について聞いたところ300万円ということでした。資金計画では資本金10万円の別会社で融資することになっている。事業は展開していくということで申請地は3種農地ですので今回は許可をせざるを得なく、高田はきちんとやらせるということで役員会ではそういう方向で進みましたのでよろしくお願いいたします。

会長 高田の営農型についてはずっと見守り必要な指導はしなくてはならないと思っています。そうした中で先月保留した本納の太陽光発電システム用地については許可相当で県に進達することでよろしいですか。(意義なしの声) それではそのように処理させていただきます。

次は、32号議案 茂原市台帳点検等実施規程の一部を改正する訓令の制定についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 <事務局資料説明>

会長 これについて質問がございますか。市長に対して情報を提供するという事です。

事務局 勧告を受けた固定資産税が1.8倍になる農地の情報を資産税課に提供するという事です。

★★委員 利用意向調査の関係によるものですか。

事務局 調査表を出さなかったり、自分で耕作すると言ったにも関わらず半年後にやっていない場所で農地中間管理機構が借りられる基準の農地をもっている方等になりますが、ある程度の面積があつて条件の良いところの農地で耕作をやっていないところだと対象になりません。

会長

32号議案については承認ということによろしいですか。(異議なしの声) それでは承認ということにさせていただきます。

次は、33号議案 下限面積(別段面積)の設定についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第33号「下限面積(別段の面積)の設定について」ご説明いたします。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について検討することとされております。このため、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について以下のとおり提案いたします。

地域は、市内全域としました。

方針は、現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行わないとしました。

理由につきましては、下限面積を設定するに当たり、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されております。2015年農林業センサスの数値では、農地法施行規則第17条第1項第3号の基準を満たす経営規模が小さい地域ではないこと、また一定の経営面積が確保されないと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、従来どおり50アールとすることとしました。(資料により補足説明)ご審議の程をお願いいたします。

会長

議案第33号はよろしいですか。(異議なしの声) それでは50アールとすると決定いたします。

次は、議案第34号です。

事務局

それでは、議案第34号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。茂原市では通常年4回、利用権設定をしています。今回は臨時に行うものです。新規分で、借受者が★★、貸付者は弓渡の★★さんで利用権設定する土地は弓渡字間ノ川1261番地他3筆、田、計8,013㎡で賃貸借権の設定で、期間は10年でございます。これは★★さんが農地中間管理機構事業の経営転換・リタイアする個々の出し手に対する支援を受けるため、全自作地を農地中間管理機構に貸し付ける必要から利用権設定することになったものです。

利用権設定調書についての説明は以上になりますが、この案件につきましては、農業委員会で承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

以前に他町村との関係で1件出ましたが、実質、茂原市では千葉県園芸協会(農地中間管理機構)に貸す初の事例ということですか。

事務局

以前は長生村在住の方の関係でしたので、茂原市の方では初めてになります。

会長 議案第34号よろしいですか。(異議なしの声) それでは承認ということに致します。次は議案第35号です。

事務局 議案第35号「平成29年度茂原市農林行政に関する意見書(案)」についてご説明いたします。

建議制度につきましては、平成28年4月1日施行の農業委員会法の改正により削除されましたが、改正農業委員会法第38条第1項の規定により、農地利用の最適化に関する施策について、必要のある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見等を提出することになりました。

まず、前文の1ページですが、国際的にはTPP交渉が大筋合意され、農産物分野における重要品目の関税引き下げ等が懸念されていること、国の政策として農業の経営所得安定対策及び米政策の見直し、農地中間管理機構の創設に伴う政策の改善措置等、農業委員会法の改正に伴う事務局の強化について記載しました。

次に個別項目については次ページからになります。今回の意見書では、主に担い手に対する市単独費による補助制度の創設等について記載いたしました。まず(1)優れた農業経営体の育成対策として、①農業経営基盤強化資金の財政的支援を行うこと、②営農組合や認定農業者等への機械整備に対する補助体制の確立を図ることを記載いたしました。次に(2)新規就農の促進として青年就農給付金・農の雇用事業の適用について、周知・指導を行うこと、給付金に対する市単独費を上乗せすることや対象年齢以外の就農について女性を行うこととしました。次に(3)担い手に対する市単独助成制度の創設として、農地集積等を実施した担い手に対して、市単独費の助成制度を創設することとしました。最後に(4)遊休農地の解消対策の助成制度の創設として、遊休農地の解消について市単独費の助成制度を創設することを記載いたしました。

以上、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見するものです。ご審議の程お願いします。

これに農業委員会事務局の体制についての強化を載せる意見がありましたので、これについても入れさせて頂ければと思っています。また、今までは建議書という形で市長に提出していましたが、今年度から意見書という初めての試みになりますが担当部の経済環境部長に提出することについてもご審議下さい。

会長 ご意見お願いいたします。★★委員いかがですか。

★★委員 農業委員会だよりの載るものですから市長に提出した方が良いのではないですか。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 今までどおり一つの組織として市長に提出でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 遊休農地の解消対策として市の単独助成ということでは是非行って下さい。

★★委員 10年以上前に営農組合単位にコンバインを購入する時に50%の補助が出たことがあると思うので、市単独の事例を調べておいてもらいたい。長生郡市や山武市の事例を調べて言葉だけではなく数字を付けて要求して下さい。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 いい事だと思いますので長生郡や山武の事例や成功した事例をもとに市独自のものを行ってもらいたい。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

中身は皆さんが言われたことでよいと思うのですが、意見書と建議書の違いはなんですか。市長に渡した場合、事務方への対応はどうなっているのか詳しく説明をお願いいたします。

事務局

建議と意見の違いは法律の改正の文言が変わった形になっています。建議は年に1度市長に意見を提出しなければいけないと決まっていたのですが、農業委員会法の改正により本市の農地等の最適化に推進に関する施策について改善する意見が出来るように変わっただけで実質やることの内容としては変わらない形になっています。その後の対応として回答を頂こうと考えています。

会長

最終的に予算を付ける政治判断は市長しか最終的にはできない訳です。事業として決まっているけれども事務手続きはここがネックになるということになれば担当のところと詰めた話になると思うが。意見を上げたら政治判断しかない。

★★委員

分かりました。そうしたら市長に提出した方がよいと思います。

会長

それでは案については役員にお任せいただいて、極力早い段階で市長に申し入れるということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは今いただいた意見を踏まえて役員会で確認して市長に提出することに致します。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第8回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年9月23日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印